

南風原町住宅リフォーム支援事業Q&A

No	分類	Q	A
1	応募	応募はどのようにしたらよいか？	令和2年10月19日～11月13日の間に、南風原町役場 まちづくり振興課(4階)庶務係の窓口で申込書に、記入をお願いいたします。(先着順ではございません)
2	応募	応募は1回だけですか？	1回だけです。(以前に、本事業の補助をうけていた場合には今回の補助はうけることができません)
3	応募	申込者が南風原町に引越してきた場合は対象となりますか？	応募期間までに南風原町に住所があり、現に居住かつ所有していれば対象となります。
4	応募	役場受付窓口(まちづくり振興課)への申請書の提出は、申請者本人でないといけませんか？	申請者でも同一世帯者でも提出は可能です。
5	対象工事	どのような工事が補助対象となるのか？	対象工事費が20万円以上の工事で、町内に本社を有する又は営業所がある法人又は、町内に事務所を有する個人であって町内に住民登録している工事業者を利用する工事かつ、対象工事に該当する工事。 ※個人工事業者とは、町内に住民登録及び事務所を置き、建設及びリフォーム関連の事業を継続的に営む個人で、個人事業税等の申告をしている個人事業主であります。
6	対象工事	店舗等の併用住宅の場合、補助対象になるか？	併用住宅に関しては住居部分のみ対象となります。店舗等も一緒にリフォームを行う場合は、住居部分の工事費等が明確に分かるようにする必要があります。
7	対象工事	他の補助を受けていると補助対象外となるのか？	対象工事費が20万円以上の工事であれば対象となります。(対象工事費とは工事金額から他制度の補助金額を除いた金額です)
8	対象工事	現在、南風原町に居住していませんが、住居がある場合は補助対象となりますか？	対象となりません。本事業は、南風原町内に住宅を所有し、かつその住宅に居住している人が対象となります。
9	対象工事	建物の名義が親と子の共有名義になっていますが、親と子でそれぞれの申込は可能ですか？	共有名義であっても、1つの住宅に対し、1人の申請しか補助の対象となりません。ですからどちらか一方での申し込みとなります。
10	対象工事	建物の登記上の所有者が死亡しているため、配偶者又は親子が申込みをすることは可能ですか？	事実関係が確認できれば対象となります。
11	対象工事	対象住宅の所有者が居住しておらず、親族等が居住している場合対象となるか？	借家は対象となりません。
12	対象工事	改修する箇所が2業種あって、それぞれ別々の専門業者(2社)に契約して補助申請しても、補助対象となるか？	各工事が対象となる工事であれば補助対象となります。ただし、申請は同一人・同住宅に対して1回限りで、補助金額は各工事の合計金額の20%に相当する額となります。(上限20万円、ただし1,000円未満切捨)申請書には契約金額の合計を記入してください。また、契約書等及び工事業者の所在地がわかる書類は各々提出する必要があります。
13	対象工事	白アリ駆除は可能か。	対象となりません。
14	対象工事	別荘などを所有している場合には、別荘のリフォームの申請ができるのか	別荘はできません。
15	対象工事	一人で町内の異なる場所に複数の家を所有している場合、複数のリフォームは可能か	住民登録をされ、現に住んでいる住宅が助成対象です。
16	対象工事	一度に住宅内の複数個所のリフォームを申請することは可能か	対象工事の範囲なら可能ですが、1回の申請で複数個所の見積書と写真を添付して、申請してください。
17	申請	工事がすでに終わっている(もしくは、工事を既に開始している。)が、補助対象となるか？	対象となりません。
18	申請	補助金交付申請書には、工事見積書を添付書類として提出するようになっていますが、どの程度のを準備すればいいですか？	『〇〇工事一式』というような記載ではなく、工事内容がわかるような見積書を提出してください。(工事名称・摘要・工事箇所の数量拾い図・資材などの証明書又は説明書)
19	申請	経費(管理費等)及び消費税は込みか？	本事業で工事金額とは、直接工事費・管理費等・消費税等の合計金額です。対象工事費とは、工事金額から他制度の補助金額を除いた金額です。補助金額とは対象工事費の20%です。(上限20万円、ただし1,000円未満切捨)

南風原町住宅リフォーム支援事業Q&A

No	分類	Q	A
20	申請	介護保険等の補助を受けている場合、内訳で分かりやすくしますか？	補助金交付申請時に提出する内訳書で分かるようにしてください。
21	申請	補助金交付請求から支払いまでどれくらいの期間がかかりますか？	補助金交付請求書受付後、30日以内に補助金は交付します。
22	申請	バリアフリーと省エネのリフォームとなると合計の工事費で申請できるのか？	対象工事であるならば全ての工事費の合計で申請可能です。但し、各々の工事内容が分かる見積書の提出が必要となります。
23	工事	当事業の補助を受ける場合、いつ頃から工事を開始できるのか？	南風原町から補助金交付決定通知書(様式第2号)が届き次第工事着手可能です。
24	工事	町役場で工事業者を紹介してくれないのか？ 又は、町役場で業者を指定してしないのか？	当事業で町内の工事業者を利用していただく事以外は、業者の指定はしていません。お困りの場合はホームページ上で公開している入札参加登録業者一覧を参照していただくか、南風原町商工会等に相談してください。
25	工事	交付決定を受けた後に、工事の内容が変わった場合は？	補助金変更承認申請書(様式第3号)を提出してください。
26	その他	要綱はどこに行けばもらえますか？	南風原町ホームページ上で公開しています。
27	その他	来年度も当事業は実施されるのか？	未定です。
28	その他	町内に事務所を有する個人であって町内に住民登録をしている施工業者とは？	町内に住民登録及び事務所を置き、建設及びリフォーム関連の事業を継続的に営む個人で、個人事業税等の申告をしている個人事業主。